

◎佐賀県条例第19号

佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例

佐賀県立総合看護学院条例（昭和42年佐賀県条例第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の佐賀県立総合看護学院条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の際現に納入されていない授業料が納入されるまでの間は、なおその効力を有する。